

定期予防接種の時期と方法

港区みなと保健所

☆ 実施医療機関で個別接種となります ☆

令和8年4月1日

種 類	回数	お知らせ・予診票 送付時期（原則）	対 象 年 齢	標準的な接種期間と回数	
母子免疫 ワクチン	R Sウイルス ワクチン（注1）	1 回	妊娠 2 8 週 0 日から 3 6 週 6 日まで	妊娠 2 8 週から 3 7 週に至るまでの間に、1 回（ただし妊娠 3 9 週に至るまでの間に妊娠終了を予定している場合、その 1 4 日前までに接種）	
ロタウイルス ワクチン	ロタリックス （1 価）	2 回	生後 2 か月になる月の 前月末	生後 6 週以上 2 4 週まで （初回接種が 1 5 週以降になる場合は医師と要相談）	
	ロタテック （5 価）	3 回		生後 6 週以上 3 2 週まで （初回接種が 1 5 週以降になる場合は医師と要相談）	
小児用肺炎球菌ワクチン	初回 3 回	生後 2 か月になる月の 前月末	生後 2 か月以上 6 0 か月（5 歳）未満	生後 2 か月から 7 か月未満の間に、2 7 日以上の間隔をおいて、3 回接種	
	追加			生後 1 2 か月から 1 5 か月未満の間に、初回 3 回目の接種終了後 6 0 日以上の間隔をおいて、1 回接種	
B 型肝炎ワクチン	3 回	生後 2 か月になる月の 前月末	1 歳未満（注2）	生後 2 か月から 9 か月未満の間に、2 7 日以上の間隔をおいて、2 回接種後、1 回目の接種から 1 3 9 日以上の間隔をおいて、1 回接種 （1 3 9 日以上の間隔をおく＝2 0 週後の同じ曜日）	
B C G（結核）	1 回	生後 3 か月になる月の 前月末	1 歳未満	生後 5 か月から 8 か月未満の間に、1 回接種	
DPT-IPV-Hib1 期（5 種混合） ジフテリア、百日せき、破傷風、 ポリオ、ヒブの混合ワクチン （注3）	初回 3 回	生後 2 か月になる月の 前月末	生後 2 か月以上（注4） 9 0 か月（7 歳半）未満	生後 2 か月から 7 か月未満の間に、2 0 日以上の間隔をおいて、3 回接種	
	追加			初回 3 回目の接種終了後 6 か月から 1 8 か月までの間隔をおいて、1 回接種	
DPT（3 種混合） IPV（単体不活化ポリオ） 5 種または 4 種混合接種の場合は不要	初回 3 回	必要な方は ご連絡ください		生後 2 か月から 1 2 か月未満の間に、2 0 日以上の間隔をおいて、3 回接種	
	追加			初回 3 回目の接種終了後 6 か月以上、おおむね 1 2 か月から 1 8 か月の間隔をおいて、1 回接種	
ヒブワクチン（インフルエンザ菌 b 型） 5 種混合接種の場合は不要	初回 3 回	必要な方は ご連絡ください	生後 2 か月以上 6 0 か月（5 歳）未満	生後 2 か月から 7 か月未満の間に、2 7 日以上の間隔をおいて、3 回接種	
	追加			初回 3 回目の接種終了後 7 か月以上の間隔をおいて、1 回接種	
麻しん風しん混合（MR） ワクチン	1 期	1 歳になる月の 前月末	生後 1 2 か月以上 2 4 か月未満 （注5）	生後 1 2 か月になったらできるだけ早く、1 回接種	
	2 期	小学校就学前年 （年長児）の 4 月	小学校就学前の 1 年間（年長児） （注5）	小学校就学前年の 4 月～3 月末日までの 1 年間に、1 回接種	
水痘	1 回目	1 歳になる月の 前月末	生後 1 2 か月以上 3 6 か月未満	生後 1 2 か月から 1 5 か月未満の間に、1 回目を接種	
	2 回目			1 回目の接種終了後 3 か月以上、おおむね 6 か月から 1 2 か月の間隔をおいて、2 回目を接種	
日 本 脳 炎	1 期初回 2 回	3 歳になる月の 前月末	生後 6 か月以上 9 0 か月（7 歳半）未満 （日本脳炎特例措置についても参照してください）	3 歳で、6 日以上の間隔をおいて、2 回接種	
	1 期追加	4 歳になる月の 前月末		4 歳で、初回 2 回目の接種終了後 6 か月以上、おおむね 1 年の間隔をおいて、1 回接種	
	2 期	9 歳になる月の 前月末		9 歳で、1 回接種	
日本脳炎特例措置について		日本脳炎の積極的な接種勧奨を控えていた時期の対象者のうち、平成 7 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日生まれの方は、特例対象として 1 期初回から 2 期までの未接種分を 20 歳未満まで接種することができます。			
D T 2 期（2 種混合） ジフテリア、破傷風の混合ワクチン		1 回	1 1 歳になる月の 前月末	1 1 歳以上 1 3 歳未満	1 1 歳で 1 回接種
H P V （ヒトパピローマ ウイルス） ワクチン	シルガード 9 （9 価） （注6）	2 回 または 3 回	小学 6 年生になる 4 月	小学 6 年生から 高校 1 年生相当の女子 （12 歳になる年度の初日から 16 歳になる年度の末日まで）	○1 回目の接種を 15 歳になるまでに受ける場合 1 回目の接種終了後 6 か月の間隔をおいて、1 回接種
					○1 回目の接種を 15 歳になってから受ける場合 2 か月の間隔をおいて 2 回接種後、1 回目の接種から 6 か月の間隔をおいて、1 回接種
※接種についての詳細は港区のホームページをご覧ください。					

東京都23区内の指定医療機関で接種する際は、港区が発行した予診票を対象年齢までにお持ち下さい。予診票をお持ちでないと自費になります。

- （注1） 令和8年4月1日から定期予防接種になりました。妊婦への能動免疫による R S ウイルスを原因とする新生児及び乳児における下気道疾患予防のワクチン（母子免疫ワクチン）です。
- （注2） H B s 抗原陽性の妊婦から生まれた乳児として、健康保険により出生後に B 型肝炎ワクチンの投与（抗 H B s 人免疫グロブリンを併用）の全部または一部を受けた人は除きます。
- （注3） 令和6年4月1日から定期接種になりました。4 種混合で不足の回数がある場合、5 種混合で残りの回数を接種できます。
- （注4） 令和5年4月1日から対象年齢が生後3か月以上から生後2か月以上に変更になりました。
- （注5） 麻しん風しん混合（MR）ワクチンの定期予防接種の機会を逃した人に対して、港区独自の任意接種助成制度があります。詳細は区のホームページをご覧ください。
- （注6） 令和8年4月1日からシルガード9（9価）のみが対象ワクチンとなりました。サーバリックス（2価）、ガーダシル（4価）を定期予防接種として接種することはできません。

※おたふくかぜワクチンの予防接種は1歳～小学校就学前の1年間（年長児）の人に対して、港区独自の任意接種助成制度があります。詳細は区のホームページをご覧ください。

※季節性インフルエンザの予防接種は生後6か月～高校生相当年齢の人に対して、港区独自の任意接種助成制度があります。詳細は区のホームページをご覧ください。

《 港区へ転入された方・予診票を紛失された方・交付時と住所が変更になった方等へ 》
上の表における「お知らせ・予診票送付時期」を過ぎている場合、区から自動的に予診票は送付されません。
母子健康手帳（親子手帳）等、お子様の予防接種記録をご用意の上、区へ発行をご申請ください。



予診票の申請は、港区ホームページから電子申請をご利用ください！

【接種間隔について】

注射生ワクチンの接種を受ける場合には、同一種類のワクチンについて定められた接種間隔とは別に、間隔をあけることが必要な場合があります。

【注射生ワクチン】

BCG
麻しん・風しん
水痘
おたふくかぜ（任意）

27日以上

【注射生ワクチン】

BCG
麻しん・風しん
水痘
おたふくかぜ（任意）

注射生ワクチン接種後、他の注射生ワクチン接種は
4週間（27日間）以上空ける。

* かかりつけの医師との相談や、港区のアプリを活用してお子さんの予防接種スケジュールを立てましょう。

☆☆ みなと母子（親子）手帳アプリのご案内 ☆☆

予防接種と健診のスケジュール管理ができる便利なアプリです。

右の二次元バーコードからアプリやWEB版にアクセスできますのでぜひご利用ください。

アプリの詳細については区ホームページにも掲載しています。「港区 予防接種 アプリ」等で検索☆

【問合せ】 港区みなと保健所保健予防課予防接種予診票コールセンター 港区三田1-4-10 電話03-6400-0094 FAX03-3455-4460



Appleおよび/Appleロゴは米国その他の国で登録されたApple Inc. の商標です。
App Storeは、Apple Inc. のサービスです。
Google Play および Google Play ロゴは、Google LLC の商標です。

WEB版（ダウンロード不可）

